

## 川越市議会第5回定例会請願文書表

令和7年12月2日開会の定例会に受理した請願は、次のとおりにつき報告いたします。

### 請願第4号

「ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

(総務財政常任委員会に付託)

詳細は別紙印刷のとおりです。



請願第4号

受理年月日

令和7年12月8日

件名

「ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書」を国に提出することを  
求める請願書

提出者住所

別紙のとおり

氏名

紹介議員

池浜 あけみ

伊藤 正子



## 1 件名

「ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

## 2 趣旨

ゲノム編集技術とは、特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術です。この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組換えDNA技術（遺伝子組換え技術）」に該当し、食品表示基準に基づき遺伝子組換え食品としての表示が義務づけられています。一方で遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを科学的に判別できないことを理由に、食品表示基準の対象外とされています。

我が国では、2019年にゲノム編集技術応用食品の届出制度が開始され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農作物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されています。これらの一一部はすでに市場に流通しており、今後、届出される品目が更に増加することが予想されます。

消費者基本法では、消費者は「商品などに関する正確かつ十分な情報を知らされる権利」があり、また、「自らの意思で商品などを選択できる権利」を有すると定められています。しかし現状では、スーパーやオンラインショップ（ECサイト）等で販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であるとの表示が分かりにくく、消費者がゲノム編集技術応用食品であることに気付かないまま購入する可能性があります。

このため、消費者基本法で保障されている「消費者の知らされる権利」「選ぶ権利」を担保するためにも、ゲノム編集技術応用食品について、食品表示基準に基づく表示を義務化することを求めます。

については、地方自治法第99条に基づく意見書を国に提出していただくよう請願いたします。

2025年12月 8日

請願者

住所 川越市豊田町3-4-2 エメラルドハイツE 103

団体名 生活クラブ生活協同組合川越支部

代表者 支部運営委員長 中川 登志恵

請願者

住所 川越市松江町1-22-1 レスピアール川越 202

団体名 特定非営利活動法人 Peacemakers まぶき

代表者 代表理事 松尾 美保子

請願者

住所 川越市霞ヶ関東4-15-22

団体名 子どもたちの健康を考える市民の会

代表者 代表 松村 真美

請願者

住所 川越市仙波町4丁目18番地19 Kビル3F

団体名 NPO法人ワーカーズコレクティブま・た・ね

代表者 代表理事 波多江 信繩

請願者

住所 川越市富士見町9-9 細田荘5号

団体名 新日本婦人の会 川越支部

代表者 松井美保子

請願者

住所 川越市寺尾188-8

団体名 学校給食無償化をめざす川越みんなの会

代表者 渡辺 浩伸

請願者

住所 川越市砂新田395-12

団体名 うれしい給食の会

代表者 遠藤美彩希

(署名内訳)

・生活クラブ生活協同組合川越支部	<b>343</b> 筆
・特定非営利活動法人 P e a c e やまぶき	<b>244</b> 筆
・子どもたちの健康を考える市民の会	<b>35</b> 筆
・N P O 法人ワーカーズコレクティブま・た・ね	<b>79</b> 筆
・新日本婦人の会 川越支部	<b>20</b> 筆
・学校給食無償化をめざす川越みんなの会	一 筆
・うれしい給食のわ	<b>54</b> 筆
計	<b>775</b> 筆

川越市議会議長 中村 文明 様

## ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書(案)

ゲノム編集技術とは、特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術である。この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組換えDNA技術（遺伝子組換え技術）」となり、食品表示基準で遺伝子組換え食品としての表示が義務づけられている。一方で遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを科学的に判別できないことを理由に、食品表示基準に基づく表示の対象外とされている。

我が国では、2019年にゲノム編集技術応用食品の届出制度が開始され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農作物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されている。これらの一部はすでに市場に流通しており、今後、届出される品目は更に増加することが予想される。

消費者基本法では、消費者は「商品などに関する正確かつ十分な情報を知らされる権利」および「自らの意思で商品を選択できる権利」を有すると定められている。しかし現状では、スーパー やオンラインショップ(ECサイト)で販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であることの表示が分かりにくく、消費者がそれと知らずに購入してしまう可能性がある。このため、消費者からは、消費者基本法で保障されている「消費者の知らされる権利」「選ぶ権利」を担保するためにも、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品についても、食品表示基準に基づく表示を義務化すべきとの声が上がっている。

よって、本市議会は、国に対し、遺伝子組換え食品を含むゲノム編集技術応用食品について、十分な情報提供を行うとともに、表示の義務化を速やかに実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

川越市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

消費者庁長官

宛